

「多摩市公契約条例」

が適用されています。

●公契約条例とは？

多摩市公契約条例とは、適正な労働条件等を確保し、労働者等の生活の安定を図り、公共工事および公共サービスの質の向上に資するとともに、地域経済および地域社会の活性化に寄与することを目的とする条例です。

条例では、対象となる業務に従事する方の適正な労働条件等を確保するために、労務報酬下限額（賃金の下限額）を定めています。



【どんな契約が対象？】

- 工事請負契約（予定価格5,000万円以上）
- 業務委託契約（予定価格1,000万円以上で一定の業種・種目のもの）
- 公の施設の指定管理（市内37か所の施設）
- そのほかに市長が特に必要と認めるもの

【適正な賃金や労働条件ってどんな内容？】

受注者はもちろん、下請業者に雇用されている労働者、派遣労働者、いわゆる一人親方まで適用となります。



労務報酬下限額(賃金の下限額)が決まっています

●工事の場合

熟練労働者は、東京都の職種ごとに国が定める単価の90%以上、熟練でない労働者も、時給1,458円以上の賃金を確保することになります。そして、熟練労働者は職種ごとに80%以上を確保しなくてはいけません。

※裏面に「労務報酬下限額一覧表」掲載

●業務委託契約、指定管理協定の場合

職種ごとに設定した時給単価以上の賃金を支払わなければいけません。※60歳以上の方は対象外

(令和9年4月1日以降に新たに結ぶ業務委託契約と指定管理協定においては、60歳以上を含むすべての労働者が対象となります。)

たとえば特殊作業員の場合

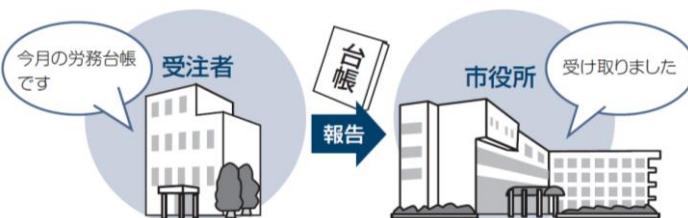


【公契約対象案件の受注者の義務は？】

労働者に支払った賃金が市が定める労務報酬下限額を下回ったときは、その差額分を労働者に支払わなければいけません。

また、継続性のある業務委託や指定管理では、入札等で受注者が変更になった場合でも、継続雇用希望者については特段の事情がない限り雇用に努めなければいけません。

ほかにも、労務台帳の整備、立ち入り検査や報告など、関係者への調査に協力しなくてはいけません。



条例に違反した場合は？

この条例に違反しているとわかったときは、市は是正するために必要な措置を講ずることを命じます。

受注者や受注関係者が市の命令に従わなかったり、報告をしなかったり、虚偽の報告をしたとき等は、当該契約を解除し、公表します。併せて、市は受注者に対して損害賠償または違約金の支払いを命じます。

また、労務報酬下限額等の諮問、条例施行状況検証等のため労使代表が参加する公契約審議会を設置し、審議します。

問合せ 多摩市役所総務部総務契約課

☎ 042-338-6808 / FAX 042-339-1490

⚠ あなたの仕事には公契約条例が適用されています。

“労務報酬下限額以上の賃金” を受け取っているか確認してください。

労務報酬下限額未満の場合は、申し出ることができます。

申し出先

※①～③に申し出が出来ます。

申し出についてのご相談は①にお問合せください。

①発注者

多摩市役所 総務部総務契約課

住所 〒206-8666 東京都多摩市関戸6-12-1

電話 ☎ 042-338-6808 / FAX 042-339-1490

申し出をしたことを理由として、
解雇、請負契約の解除
その他不利益な取り扱いを
受けることはありません。

②受注者（元請業者）

※多摩市と公契約を締結する者

③受注関係者（下請負者等）

※労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。）の規定により受注者又は下請負者へ労働者を派遣する者

※公契約対象案件については多摩市公式ホームページで確認できます。

多摩市公式ホームページ「市政情報・職員採用」⇒「事業者向け情報・契約情報」⇒「契約・入札」⇒「公契約関係」⇒「公契約制度」

◎令和8年度労務報酬下限額一覧表（工事：熟練労働者）

単位：円／時間

職種	下限額
特殊作業員	3,365
普通作業員	3,015
軽作業員	2,082
造園工	3,050
法面工	3,758
とび工	3,702
石工	3,690
ブロック工	3,432
電工	3,668
鉄筋工	3,668
鉄骨工	3,330
塗装工	3,882
溶接工	4,163
運転手（特殊）	3,432
運転手（一般）	2,858
潜かん工	4,163
潜かん世話役	4,985

職種	下限額
さく岩工	4,455
トンネル特殊工	4,028
トンネル作業員	3,488
トンネル世話役	4,557
橋りょう特殊工	3,915
橋りょう塗装工	3,995
橋りょう世話役	4,568
土木一般世話役	3,645
高級船員	4,298
普通船員	3,465
潜水士	5,615
潜水連絡員	4,107
潜水送気員	3,983
山林砂防工	3,612
軌道工	6,458
型わく工	3,567
大工	3,420

職種	下限額
左官	3,713
配管工	3,218
はつり工	3,387
防水工	4,062
板金工	3,848
タイル工	3,050
サッシ工	3,612
屋根ふき工	3,815
内装工	3,713
ガラス工	3,555
建具工	＊＊＊＊
ダクト工	3,330
保温工	3,117
建築ブロック工	＊＊＊＊
設備機械工	3,150
交通誘導警備員A	2,273
交通誘導警備員B	1,980
熟練労働者以外	1,458

◎令和8年度労務報酬下限額（委託・指定管理）

単位：円／時間

職種	下限額
公園管理業務	
施設の樹木管理業務	1,315
法面維持管理業務	
街路樹の維持管理業務 (街路樹等の補助作業員を除く)	1,315

職種	下限額
下水道管渠清掃等業務 (補助作業員を除く) (下水道管渠内における 清掃業務及びこれに伴う 準備・片付け業務)	1,552
可燃物等収集運搬業務	1,315

職種	下限額
学校給食センター調理等業務委託	1,315
学校給食配送業務委託	1,315
学校給食配膳業務委託	1,315
左記以外の業務・指定管理協定	1,315

※60歳以上の方は対象外（令和9年4月1日以降に新たに結ぶ業務委託契約と指定管理協定においては、60歳以上を含むすべての労働者が対象となります。）

◎労働基準法に規定する所定労働時間及び休日

- 使用者は、原則として、1日に8時間、1週間に40時間を超えて労働させてはいけません。
- 使用者は、労働時間が6時間を超える場合は45分以上、8時間を超える場合は1時間以上の休憩をあたえなければなりません。
- 使用者は、少なくとも毎週1日か、4週間を通じて4日以上の休日をあたえなければなりません。
- 時間外労働協定等がある場合はそれに従わなければなりません。

発行・制作：多摩市総務部総務契約課